

第3回 JICA Innovation Quest アイデア・オーナー参加応募フォーム

基本情報（1人目・代表者）			
お名前（フリガナ）			
性別	男性／女性／無回答	応募時点での年齢	歳（任意）
所属先（企業名・役職） ¹			
お住いの国（国内の場合 都道府県まで記載）			
電話番号			
Email アドレス			

基本情報（2人目）チームでの応募の場合のみ記載。			
お名前（フリガナ）			
性別	男性／女性／無回答	応募時点での年齢	歳
所属先（企業名・役職）			
お住いの国（国内の場合 都道府県まで記載）			
電話番号			
Email アドレス			

基本情報（3人目）チームでの応募の場合のみ記載。			
お名前（フリガナ）			
性別	男性／女性／無回答	応募時点での年齢	歳
所属先（企業名・役職）			
お住いの国（国内の場合 都道府県まで記載）			
電話番号			
Email アドレス			

¹ 起業準備中の場合は立ち上げる予定の会社名もご記入下さい

あなたの、途上国の課題解決に資する事業アイデアについて教えてください。

※参考資料として、パワーポイントや動画を添付いただいても構いません。

アイデアの対象地域はどこですか（地域名・国名・都市名等）

アイデアの対象者（受益者）は誰ですか

あなたのアイデアで解決したい社会課題の現状と、その根本的な原因だと思ふものについて教えてください。（400字以内）

上記の社会課題を解決するためのあなたの事業アイデアの内容と、それによって実現したいアイデア対象者（受益者）及び社会の理想状態を教えてください。その際、既存の事業・取組と比較し、あなたの事業アイデアの革新性を説明してください（600字以内）

あなたがこれまで上記アイデアの実現のために取り組んできたこと（400字以内）を教えてください

※既にアイデアの実証実験を行った場合は、それについても教えてください。（実証実験を未実施であっても選考に影響はありません。）

<p>JICA Innovation Quest のプログラムで行いたい 実証実験の内容を教えて ください。(600字以内)</p>	
<p>JICA Innovation Quest プログラム終了後の<u>事業 計画（ロードマップ）</u>を 以下の項目を含めて具体 的に教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間 ・ 事業の実施主体や実施 体制（営利・非営利・起 業・社内新規事業等） ・ 必要な知見・スキル・ 資金とその調達方法 <p>(400字以内)</p>	

あなたが上記アイデアを実現したいと考える理由や動機・パッション、今回の応募動機を教えてください。(600字以内)

あなたが上記アイデアの実現に生かし得るご自身の経験や知見、専門性や強みがあれば教えてください。(600字以内)

あなたがこれまで「共創」と「革新」を実践した経験について教えてください。特に、その際に自身がどのように考え、行動したか、どんな学びや教訓があり、どのような成果があったのか等を記載ください。（自由記載）

※1つのエピソードで2つを実践した事例でも、それぞれ別のエピソードでも構いませんが、必ず「共創」と「革新」両方に触れてください。（600字以内）

参加要件について

あなたが話せるアイデア対象国・地域の言語（英語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語等を想定）は何ですか。

あなたの、上記の言語のレベルを教えてください。（資格や学習歴をご記入ください。）

誓約書・参加条件書の内容を確認し、右欄にはチェックをして下さい。（チェックがある場合のみ選考を実施します。）

合格した場合、誓約書を提出する。

現時点で参加できないプログラムがある場合は記載ください。

【個人情報の利用目的】

当機構が収集した応募者の個人情報は、以下の目的で利用させていただきます。当機構は、ご本人の同意を得ないで、この利用目的の達成に必要な範囲を超えて応募者の個人情報を利用いたしません。

1. 当機構が JICA Innovation Quest の参加者の選考を行うため
2. 当機構の JICA Innovation Quest にかかわる、各種情報（イベントやホームページの案内等）の提供や連絡等を行うため
3. 応募者についての統計、データ分析を行うため
4. JICA Innovation Quest 終了後、参加者へプログラム参加後の状況について照会し、この結果を統計データとしてまとめ、将来的なプログラム改善に活かすため

【個人情報の取扱いについて】

当機構は収集した個人情報を当機構の責任のもとで適切に管理し、JICA Innovation Quest の参加に至らなかった場合は、当機構の責任のもとで適切に廃棄致します。この場合、書類の返却は致しておりませんのでご了承ください。